

多重債務等に関するQ & A

Q：多重債務とはどういう状態のことを言いますか？

A：複数の金融業者からお金を借り、自分の返済能力を超えてしまうことを言います。ギャンブルや浪費だけでなく、生活費の不足を補うためや事業資金の資金繰りのために借りたい、友人・知人に連帯保証人を頼まれて借金を背負い、多重債務に陥ることもあります。

Q：「ローン」って何ですか？

A：資金の貸付け行為のことです。銀行などの金融機関、信販会社、クレジットカード会社、消費者金融会社などがローンを販売しています。

ローンには、教育ローンや自動車ローンのように使い道が限定されたものと目的を問わないものがありますが、使い道が自由なローンほど金利が高い傾向にあります。返済は毎月払いが一般的ですが、自由返済など利用者の都合に合わせたものもあり、目先の便利さにとらわれて安易に利用すると、債務が長期化、慢性化して多重債務に陥る危険があるので注意が必要です。

Q：「クレジット」って何ですか？

A：クレジットは「信用」という意味です。

消費者が、販売店で商品やサービスを購入する際に分割払いの申し込みをし、販売店が加盟店契約をしている信販会社に連絡をすると信販会社は申込人（消費者）の信用調査をした上で商品代金を一括払いします。これを「クレジット契約」と言います。

カード発行会社加盟店で商品やサービスを購入するとき、カードを提示することで現金を支払うことなく、物やサービスを購入できるカードを「クレジットカード」と言います。利用者の社会的な信用に基づいて、利用者とカード会社の間に契約が結ばれ、カード会社が利用者に代わって代金の支払いを行います。クレジットカードには、購入代金を一定期間猶予したり、分割払いが可能な「クレジット機能」や現金を借りることができる「キャッシング機能」がありますが、安易に利用すると多重債務に陥る危険があるので注意が必要です。

Q：「保証人」と「連帯保証人」の違いを教えてください。

A：「保証人」の場合、お金を貸した人（債権者）から、「貸した金を返せ」と言われたときに、「先にお金を借りた本人（債務者）に請求してください」という権利があります。また、貸した人が借りた本人に請求しても返済しないために請求してきた場合でも「借りた本人には借金を返済する財産があるので、それを差し押さえてそこから回収してほしい」と言うことができます。

しかし、「連帯保証人」の場合は、借りた本人と同格と見なされるので、本人に代わって請求を受ければその支払いを拒むことができません。連帯保証人を引き受ける場合は、借りた人（債務者）と同様の支払い義務を負担してもよいという覚悟が必要です。

Q：利息の計算の仕方を教えてください。

A：100万円を年利15%で借りると、1年間の利息は $100 \text{万円} \times 0.15 = 15 \text{万円}$
1カ月間の利息は $15 \text{万円} \div 12 \text{カ月} = 12,500 \text{円}$ になります。

Q：100万円を借りて毎月2万5千円を返済する場合、利息が違くと返済金の総額はどのくらい変わりますか？

A：毎月の返済額は同じでも、利息の割合が高くなるほど返済総額は多くなり、返済に要する期間も長くなります。

年利 5%の場合、返済総額 110万円（返済期間 3年9か月）

年利 15%の場合、返済総額 139万円（返済期間 4年8か月）

年利 29.2%の場合、返済総額 377万円（返済期間 12年7か月）

Q：多重債務にはどのような解決方法がありますか？

A：多重債務を解決する方法を「債務整理」と言います。債務整理には4つの方法があります。

任意整理

裁判所を使わず、当事者間の話し合いで返済方法を和解します。

債務者（お金を借りている人）が依頼した法律専門家（弁護士、司法書士）と貸金業者との間で、債務者にとって無理のない返済計画について合意し、その合意内容にそって返済を行っていくことになります。

<メリット>

- ・法律専門家が、債務整理の手続きを引き受けたことを貸金業者に通知し、貸金業者がその通知を受け取った時点から取立がストップします。
- ・裁判外の手続きであり、当事者間の話し合いによるため、柔軟な返済計画をたてることができます。

<デメリット>

- ・裁判所を利用せず、当事者間の話し合いで債務整理を進めていくため、話し合いの結果に納得しない貸金業者に対して、強制力をもって従わせることはできません。

特定調停

裁判官と調停委員（裁判所から法律等の専門家として指定された委員）で組織される調停委員会が、債務者と関係するすべての貸金業者の言い分を聞いて、双方の主張を調整します。

<メリット>

- ・裁判所に特定調停手続の申立を行い、貸金業者が裁判所からの通知を受け取った時点から取立がストップします。
- ・裁判所に設けられる調停委員会という公の機関で話し合いを行うので、場合によっては、貸金業者による給与の差押えなどを止めてもらうことができます。
- ・法律専門家を依頼せず、自ら裁判所に特定調停手続を申し立てると、4つ

の方法のうちで最も安く債務整理ができます。

< デメリット >

- ・複数の貸金業者から借金をしている場合、合意に達しなかった貸金業者からの借金は整理されないこととなります。
- ・債務者と貸金業者の間で合意が成立した返済計画は強制力があるため、返済が滞ると直ちに業者は給与等を差し押さえることができます。

個人版民事再生

裁判所が認可した返済計画に基づき、債務を返済します。

< メリット >

- ・法律専門家が、債務整理の手続きを引き受けたことを貸金業者に通知し、貸金業者がその通知を受け取った時点から取立はストップします。
- ・一部の貸金業者が債務整理に反対している場合であっても、借金を整理することができます。
- ・個人版民事再生の手続が開始されると、貸金業者による給与の差押えなどができなくなります。
- ・貸金業者からの借金のほかに住宅ローンを抱えている場合、住宅ローンの返済に特別の措置が講じられるため、住宅を失わずに借金を整理することもできます。(ただし、住宅に住宅ローン以外の抵当権が設定されている場合など、この制度を利用できないこともあります)

< デメリット >

- ・この制度を利用するには、債務者が将来にわたって定期的な収入が見込め、一定の金額を借金の返済にあてることができるなど、制限があります。
- ・手続が複雑なため、費用と時間がかかります。
- ・個人版民事再生を行った場合、官報に住所と氏名が掲載されます。

自己破産

「自己破産」の手続きは、破産手続き(裁判所が債務者の財産をお金に換えて、貸金業者に公平に分配する手続き)と免責手続き(破産手続き終了後に残った借金について裁判所に免責を認めてもらう手続き)の二段階に分かれ

ます。

<メリット>

- ・裁判所に免責を認めてもらった場合、債務者の財産を超える借金の返済義務から解放されます。
- ・法律専門家が、債務整理の手続きを引き受けたことを貸金業者に通知し、貸金業者がその通知を受け取った時点から取立はストップします。
- ・一部の貸金業者が債務整理に反対している場合であっても、借金を整理することができます。
- ・自己破産の手続が開始されると、貸金業者による給与の差押えなどができなくなります。

<デメリット>

- ・生活必需品や最低限の生活費を除いて、債務者の財産は破産管財人が売却することになるので、住宅等は手放すことになります。
- ・破産原因によって、免責が受けられない(債務者の財産ではまかなえなかった残りの借金について、引き続き返済義務が残ってしまう)ということがあります。
- ・破産手続が開始されると、警備員など一部の業務に就けなくなるといった制約が課されます。ただし、裁判所から免責許可を受ければ、この制約から解放されます。
- ・自己破産した場合、官報に住所と氏名が掲載されます。

Q：債務整理をすると、戸籍や住民票に記載されますか？

A：債務整理をしたことが、戸籍や住民票に記載されることはありません。

Q：家族がした借金を代わりに支払わなければいけませんか？

A：保証人や連帯保証人になっていない限り、家族には借金の支払い義務はありません。消費者金融会社などから借金をする際に、無断で家族を保証人にしていても保証人としての責任は負いません。

Q：ヤミ金融業者とはどんな業者ですか？

A：貸金業を営む場合、貸金業規制法に基づき、国か都道府県の登録を受けなければなりません。それにもかかわらず無登録で貸金業を営む業者や、登録業者を含め、法律に違反するような高金利で貸付けを行ったり、悪質な取立てを行ったりする業者をヤミ金融業者と呼びます。

ヤミ金融は、看板、ホームページ、ダイレクトメール、折り込みチラシ、雑誌などに通常の金融機関では借りられない人が借りたくなるような条件で広告を出し、連絡をさせます。借りると契約書等の書類は渡さず、高い金利を要求し、返済が遅れてくると聞き出した連絡先に脅しや嫌がらせをしたり、さらに、精神的に追い詰められたところに他の業者名を名乗り、借入の勧誘をしてくることもあります。被害にあった場合は警察に連絡しましょう。

ダイレクトメール・電話・新聞・雑誌など、誇大広告の誘惑には乗らない。

好条件には、ウラがある、そんな貸金業者からは借りない。

無登録業者からは借りない。

説明を省いて、貸し急ぐ貸金業者からは借りない。

貸金業者の教える情報はうのみにせず、営業所所在地・登録番号などは借りる前に必ずチェックする。

何も記載されていない白紙の書面に署名・押印はしない。

年金受給者証・クレジットカード・運転免許証・健康保険証などを業者に預けない。

Q：多重債務に陥らないために、注意することを教えてください。

A：将来の収入の見通しは慎重に考える。不意の出費に備え、多少の貯えをこころがける。

返済できる計画が立たないお金は借りない。

限度額までだからと安易にキャッシングしない。

クレジットカードや消費者金融を利用するときは、金利計算を必ずしてみる。

クレジットカードなどの枚数は、自分で管理できる範囲に止め、多くなり過ぎないように注意し、友人に貸さないなど自己管理を徹底する。

友人・知人に頼まれても、安易に連帯保証人を引き受けない。

返済のための借り入れはしない。

返済できなくなったら早めに家族や周囲の人、相談窓口相談する。

[参照：金融広報中央委員会：「ビギナーズのためのファイナンス入門」「きみはリッチ」

「多重債務に陥らないために」

金融庁：「安易に借金をしてはいけません（啓発チラシ）」

金融庁：「多重債務相談マニュアル」]